

## 日蓮聖人教学における仏法の弘通（一）

——四依の菩薩を中心として——

庵谷行亨

### 一 はじめに

日蓮聖人教学における仏法の弘通は、総体的には五義の法門として論じられることが多い。五義は教機時国序（師）を言い、伊豆配流中の弘長二年（一二六二）に系年される『教機時国鈔』、『顕謗法鈔』をはじめ、文永元年（一二六四）一月の小松原法難から約一か月後に著された『南條兵衛七郎殿御書』<sup>3</sup>が比較的早い叙述で、その後、佐渡配流期の『観心本尊抄』<sup>4</sup>、身延期の『曾谷入道殿許御書』<sup>5</sup>、『瀧泉寺申状』<sup>6</sup>などに見られる。

鎌倉期の表記である「教法流布の先後」としての「序」は、佐渡期・身延期においては教法を流布する主体者へと視点が移り、「師」と表現されるようになる。

五義を構成する五の綱目はそれぞれが密接に関連している。なかでも教は仏の教えであることから、教の内容が機時国序師を決定づけることになる。日蓮聖人遺文中において教相論が多いのはこのためでもある。日蓮聖人は教に仏の言葉を聞き、仏の真意を受けとめていかれた。依法不依人は日蓮聖人の生涯にわたる求法の姿勢であった。

仏法弘通の任を担う人師のことは、五義の中では師判に属する問題である。日蓮聖人は、仏法の弘通を師判に基づいて表明す

る時は四依の菩薩に言及されることが多い。とくに弘通の法を時と師との関連のなかで表明するおりには、四依の菩薩の行軌として体系的に論述される。

本稿では、能弘の師である四依の菩薩に視点を当てて、日蓮聖人教学における仏法の弘通について考察したい。

## 二 五義の概要

日蓮聖人教学における五義については多くの研究の積み重ねがある。<sup>(6)</sup>ここでは五義の概要について確認しておきたい。

### 1 教

日蓮聖人教学において教は、積尊の真実法である法華経を指す。それは単に經典としての教にとどまらず、積尊の真意、積尊の内証、積尊の秘法、積尊の功德、積尊の教えを受持する信行者の観心、功德受得の証果など多用な概念をもっている。

日蓮聖人は天台教学の教相論<sup>(9)</sup> および日蓮聖人独自の教相論<sup>(10)</sup>に立脚して教の本質とその利益を叙述されている。日蓮聖人遺文中からその主な表記を挙げるとほぼ次のとおりである。

- ① 肝心、<sup>(11)</sup> 八万聖教の肝心、<sup>(12)</sup> 一部八卷二十八品の肝心、<sup>(13)</sup> 一切経の肝心、<sup>(14)</sup> 諸仏の眼目、<sup>(15)</sup> 実乗の一善、<sup>(16)</sup> 実義。<sup>(17)</sup>
- ② 法華経の題目、<sup>(18)</sup> 法華経の眼目、<sup>(19)</sup> 法華経の肝心、<sup>(20)</sup> 法華経の肝要。<sup>(21)</sup>
- ③ 本門、<sup>(22)</sup> 一品二半、<sup>(23)</sup> 寿量品の一品二半、<sup>(24)</sup> 本門寿量品。<sup>(25)</sup>
- ④ 本門の大法、<sup>(26)</sup> 本門の極理、<sup>(27)</sup> 本門の肝心、<sup>(28)</sup> 寿量品の肝心、<sup>(29)</sup> 寿量品の肝要、<sup>(30)</sup> 本門寿量品の肝心。<sup>(31)</sup>
- ⑤ 寿量、<sup>(32)</sup> 内証の寿量品、<sup>(33)</sup> 本門寿量品の文の底。<sup>(34)</sup>
- ⑥ 本門十界の因果、<sup>(35)</sup> 本因本果の法門、<sup>(36)</sup> 積尊の因行果徳の二法。<sup>(37)</sup>

⑦本門の一念三千<sup>(38)</sup>、文底の一念三千<sup>(39)</sup>、一念三千の珠<sup>(40)</sup>、一念三千の法篋<sup>(41)</sup>、一念三千の仏種<sup>(42)</sup>、一念三千の肝心<sup>(43)</sup>。  
⑧題目、実大乘経の題目<sup>(44)</sup>、五字、妙法五字<sup>(46)</sup>、題目の五字<sup>(48)</sup>、妙法蓮華経<sup>(49)</sup>、妙法蓮華経の五字<sup>(50)</sup>、妙法蓮華経の七字五字<sup>(51)</sup>、妙法蓮華経の良薬<sup>(52)</sup>、南無妙法蓮華経<sup>(53)</sup>、南無妙法蓮華経の五字<sup>(54)</sup>、南無妙法蓮華経の七字<sup>(55)</sup>、南無妙法蓮華経の五字七字<sup>(56)</sup>、上行菩薩所伝の妙法蓮華経の五字<sup>(57)</sup>、南無妙法蓮華経の大白法<sup>(58)</sup>。  
⑨秘法<sup>(59)</sup>、肝要の秘法<sup>(60)</sup>、一大秘法<sup>(61)</sup>、先師未弘の秘法<sup>(62)</sup>、大法<sup>(63)</sup>、大白法<sup>(64)</sup>、正法<sup>(65)</sup>、最大深秘の正法<sup>(66)</sup>、末法の正法<sup>(67)</sup>、本門の三学<sup>(68)</sup>、本門の三法門<sup>(69)</sup>。

①は一代聖教を釈尊出世の本懐である法華経に集約したものである。法華経に集約される背景には、流布されるべき時の問題が関係していることから、法華経とは仏滅後末法時を教益する「末法の法華経」である。

②は法華経の教えの中枢であり大切な部分という意味を込めて、眼目・肝心・肝要と表現されている。単なる法華経ではなく、法華経の中心となる重要な教え、一切の功德を集約した教えという意味である。法華経如来神力品所説の「付嘱の要法」との関連の中で用いられる概念である。これは当然次の③に類似した意味を有している。

③は法華経の教えの中心が本門であることを示し、さらに本門のなかでも八品・一品二半・寿量品へと特化されている。八品は從地涌出品から囑累品に至る地涌菩薩在座の虚空会説法を指す。一品二半は本門の正宗分であり、寿量品はその中心である。

④は本門所説のもっとも大切な教えという意味を込めて、大法・極理・肝心・肝要等と表現されている。本門の中の本門ともいふべき意味合いを含んでいる。

⑤は本門を説いた釈尊の内意に踏み込んだもので、内証・文底と表現されている。法華経本門を説かれた釈尊の内証に参入し、釈尊と感応道交した信仰の境地を表明されたものである。

⑥は、釈尊の本門世界を十界互具・因行果徳の視点から表現されたもので、本仏釈尊における無始無終の功德と救済を示している。この十界互具の円成（真の十界互具）が「本因本果の法門」であり、ここに「真の一念三千」が成就する。日蓮聖人が『観

心本尊抄』において、一念三千の観心を十界互具論で展開し、凡心具積尊の難問に対し、「釈尊の因行果徳の二法を具足する妙法蓮華經の五字を受持することによって成就する」とされたのは、この教理に基づいている。

⑦は天台教学の観心である一念三千に立脚し、これを末法時の視点において、日蓮聖人独自の観心世界を表明されたものである。一念三千を宝珠・法篋・仏種と捉える観心解釈は他の人師には例を見ない。法華經所説の「繫珠」「良薬」、無量義經の「王子不思議力」、普賢經の「出生三世諸如来種」などの譬喩を媒介とした表現である。<sup>70)</sup>

⑧は一切の教法と功徳を題目に集約したもので、日蓮聖人の法華仏教を如実に表明している。南無妙法蓮華經の五字七字は、五字の教相性と七字の観心性の相即を意味し、題目が教観一如の大法であることを顕している。

⑨は題目「南無妙法蓮華經」をよりいっそう具体的に表明されたものである。一大秘法は本門三学を具現した末法の正法たる本門の三法門であり、現実の歴史社会において三大秘法として広布されるべき法門である。

①から③は権実論・本迹論によって導かれるものであり、まさしく教相である。④から⑦は日蓮聖人独自の観心教学の表明であり、観心に即した教相である。①から③が教相の教相であるに対し、④から⑦は観心の教相である。⑧⑨は教観相即の秘法を言う。⑦までは本門の事法門でありながらも教観が理的に表明されている。事の理である。それに対し、⑧⑨は理事を超えた事として開示されたものである。すなわちここでは「事行」としての「本仏積尊の世界」が示されている。

したがって、日蓮聖人教学において、教は究極的には題目「南無妙法蓮華經」に結実され、それは三大秘法の信行と実現（建立）を意味する。

## 2 機

機は仏の教法が投与される根機である。機の根性は時代の推移と共に変化していくことから、時と密接に関係している。仏滅後二千年を経た末法は悪機充滿の時代である。日蓮聖人が認識した末法の悪機とは邪智謗法の逆罪者である。法華經如来寿量品

の教えによれば「飲佗毒業者」「失本心者」の末代幼稚である。日蓮聖人はこれを涅槃經梵行品所説の七子喩(71)や無量義經所説の「王子不思議力」(72)などの経説に基づいて「病子」「病者」「重病者」「稚小」と受けとめ、末代幼稚の我子（吾子）に対し、釈尊が「偏重」の慈悲をもって題目の「良薬」を「今留在此」された、と理解されたのである。

『観心本尊抄』には次のように述べられている。

是好良薬寿量品肝要名体宗用教南無妙法蓮華經是也。(73)

「是好良薬」は「寿量品の肝要である五重玄の南無妙法蓮華經」であるとされている。五重玄は天台大師が『法華玄義』に説いた妙法蓮華經の深旨である。天台大師は法華經全体を五重玄義に見た。これは法華經を名体宗用教と受け止めたことを意味する。これを受けて、日蓮聖人は「是好良薬」を「寿量品の肝要である五重玄の南無妙法蓮華經」と説明されている。「寿量品の肝要」と受容することによって、天台大師所述の五重玄義を本門観心のなかに意義付けし、題目「南無妙法蓮華經」こそが、滅後末法に「今留在此」された「是好良薬」であることを教示されたのである。重病者たる末代悪機には、本門観心たる良薬の題目が必要であるためである。

さらに『観心本尊抄』には次のように述べられている。

涅槃經云譬如七子。父母非不平等然於病者心則偏重上等云云。(略)云然於病者指滅後法華經誹謗者也。(74)

涅槃經梵行品所説の七子喩の文を挙げ、「滅後の法華經誹謗者」である病者のために「偏重の慈悲」である題目の良薬が留めおかれたと教示されている。

これらの論述を受けて、『観心本尊抄』の文末には次のように述べられている。

不識一念三千者仏起大慈悲五字内裏此珠令懸末代幼稚頸。(75)

「不識一念三千者」とは一念三千の観心を覚知することができない「末代幼稚」である。その「末代幼稚」を救済するために、釈尊は題目の五字に一念三千の宝珠を裹んで末代幼稚の頸に懸けられたのである。題目は病者たる末代幼稚のいのちを救う妙薬

である。

また『法華取要抄』には次のように述べられている。

涅槃經云譬如七子。父母非不平等。然於病者。心即偏重。上等云云。七子之中第一第二一闡提謗法衆生也。諸病之中謗法華經第一重病也。諸藥之中南無妙法蓮華經第一良藥也。<sup>(76)</sup>

両親は七子を平等に慈愛するが、そのなかに病者がいた場合は、両親の慈愛は病者に対して偏に重い。両親の慈愛は積尊の慈悲、七子は一切衆生、重病者は末法の謗法者、良薬は題目、両親の偏重の慈悲は末法の謗法者に対する積尊の大慈悲を譬える。『法華取要抄』では、涅槃經の文を挙げ、さらに病子と諸薬について説明を付されている。七子喩については、先の『観心本尊抄』よりも具体的に解説されている。

### 3 時

『撰時抄』に「夫れ仏法を学せん法は必ず先づ時をならうべし」と述べられているように、日蓮聖人は仏法の流布を時との関係のなかで認識されていた。時代によって社会や機根のありかたに相違があるためである。

仏法の流布は大きく在世・滅後に区分され、滅後のなかでも正法・像法・末法の三時に分類される。それぞれの時代と仏法の関係については諸經典に説かれるが、なかでも大集經の所説に立脚して、日蓮聖人は仏法流布の有り様を認識された。すなわち正法時の前五百年間は解脱堅固、後五百年間は禪定堅固、像法時の前五百年間は読誦多聞堅固、後五百年間は多造塔寺堅固、末法時の初五百年間は鬪諍言訟白法隱沒堅固である。

日蓮聖人は自身の時代を如来滅後の第五の五百年である「末法の初め」と受け止められた。『撰時抄』には次のように述べられている。

彼の大集經の白法隱沒の時第五の五百歳当世なる事は疑ひなし。但し彼の白法隱沒の次には法華經の肝心たる南無妙法蓮

華經の大白法の、一闍浮提の内八万の国あり、其の国々に八万の王あり、王々ごとに臣下並に万民までも、今日本国に弥陀  
称名を四衆の口々に唱がごとく広宣流布せさせ給べきなり。<sup>(88)</sup>

大集經所説の「第五の五百歳」は末法の「当世」であるとし、その時こそ「法華經の肝心たる南無妙法蓮華經の大白法」が「一  
闍浮提」に「広宣流布」されるべきであるとされている。

「南無妙法蓮華經の大白法」が末法の初めに流布されることの必然性については『觀心本尊抄』に次のようにある。

以<sub>二</sub>本門<sub>一</sub>論<sub>レ</sub>之一向以<sub>二</sub>末法之初<sub>一</sub>為<sub>二</sub>正機<sub>一</sub>。所謂一往見<sub>レ</sub>之時以<sub>二</sub>久種<sub>一</sub>為<sub>二</sub>下種<sub>一</sub>大通・前四味・迹門為<sub>レ</sub>熟至<sub>二</sub>本門<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>登<sub>二</sub>等  
妙<sub>一</sub>。再往見<sub>レ</sub>之不<sub>レ</sub>似<sub>二</sub>迹門<sub>一</sub>。本門序正流通俱以<sub>二</sub>末法之始<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>詮。在世本門末法之初一同純円也。但彼脱此種也。彼一品二  
半此但題目五字也。<sup>(89)</sup>

「本門」の視点から論ずると、「末法之初」（「末法之始」）こそが「題目五字」の「久種」をもつて「下種」すべき時であるとさ  
れている。

末法こそが本門の大法が流布すべき時であることについては『法華取要抄』にも次のように述べられている。

問曰法華經為<sub>二</sub>誰人説<sub>レ</sub>之乎。答曰自<sub>二</sub>方便品<sub>一</sub>至<sub>二</sub>于人記品<sub>一</sub>八品有<sub>二</sub>三意<sub>一</sub>。自<sub>レ</sub>上向<sub>レ</sub>下次第讀<sub>レ</sub>之第一菩薩第二二乘第三凡夫  
也。自<sub>二</sub>安樂行<sub>一</sub>勸持・提婆・宝塔・法師逆次讀<sub>レ</sub>之以<sub>二</sub>滅後衆生<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>本。在世衆生傍也。以<sub>二</sub>滅後<sub>一</sub>論<sub>レ</sub>之。正法一千年・像法一  
千年傍也。以<sub>二</sub>末法<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>正。末法中以<sub>二</sub>日蓮<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>正也。<sup>(90)</sup>

教法所対の機について問いを発し、法華經を「逆次」に読めば、「滅後の衆生を以て本と為す」「末法を以て正と為す」「末法の  
中には日蓮を以て正と為す」とし、末法こそが正時であり末法の人々こそが正機であるとされている。「逆次に読む」とは「流通  
分の心」<sup>(81)</sup>で法華經を受け止めることである。

「日蓮為正」については、この後に次のように説明されている。

疑云日蓮為<sub>レ</sub>正文如何。答云有諸無智人惡口罵詈等及加刀杖者等云云。問云自讚如何。答曰喜余<sub>レ</sub>身故難<sub>レ</sub>堪自讚也。<sup>(92)</sup>

値難色読をもつてその証拠とし、「喜び身に余る故に堪へ難くして自讚するなり」と法悦の境地を吐露されている。救済されるべき人々は末法の凡夫であり、ひいては値難色読の日蓮である。救済されるべき末法の機において、とくに自身（日蓮）に視点をあてた表現はさらに続いて次のようである。

寿命品一品二半自<sub>レ</sub>始至<sub>三</sub>于終<sub>二</sub>正為<sub>三</sub>滅後衆生<sub>一</sub>。滅後之中末法今時日蓮等為也。<sup>(83)</sup>

本門正宗の「寿命品の一品二半」は「滅後の衆生」のためであり、滅後のなかでも「末法今時の日蓮等」のためであるとされている。

「日蓮為正」「日蓮等のため」は、末法において救済されるべき通機（一般者）としての日蓮ではなく、法華經を色読し法華經に証明された「真実の法華經の行者」としての日蓮である。日蓮こそ法華經釈尊の御意に生き、法華經釈尊の事を実現する者であるとの自覚と使命感が「日蓮為正」の意味であると思われる。

このような表現は『観心本尊抄』第二十四番問答から第三十番問答における「地涌菩薩が末法に出現して正法（事行の南無妙法蓮華經の五字並びに本門の本尊）を受持弘通することの必然性」を論ずる段に次のように述べられている。

以<sub>三</sub>己<sub>二</sub>前明鏡推<sub>三</sub>知<sub>二</sub>仏意<sub>一</sub>仏出世非<sub>レ</sub>為<sub>三</sub>靈山八年諸人<sub>一</sub>。為<sub>三</sub>正像末人<sub>一</sub>也。又非<sub>レ</sub>為<sub>三</sub>正像二千年人<sub>一</sub>。末法始為<sub>三</sub>如<sub>レ</sub>予者<sub>一</sub>也。<sup>(84)</sup>

法師品の「況滅度後」、寿命品の「今留在此」、分別功德品の「惡世末法時」、薬王品の「後五百歳於閻浮提弘宣布」、涅槃經の「七子喻」を受けての文である。ここで言う「予が如き者」とは、通機に釈せば「末法の凡夫である日蓮のような者」、文永八年（一二七二）の龍口・佐渡法難及びその経緯のなかで述作された『転重軽受法門』『寺泊御書』、翌文永九年述作の『開目抄』などに見られる宿罪意識を背景に釈せば、「過去世に法華經の行者を誹謗した日蓮のような者」となる。しかし、地涌菩薩が末法に出現して正法を受持弘通することの必然性を明かす文脈からすると、地涌菩薩の行軌を自己に主体化した意図を汲み取ることができる。単なる罪惡深重者ではなく、「不輕菩薩の跡を承継する値難色読者としての日蓮」「数教見擯出を色読し法華經に証明された真実の法華經の行者日蓮」「法華經虚空会において別付囑され滅後末法に要法の題目を弘持すべき役割を担った地涌菩薩と

しての日蓮」との意識と自覚のなかで『観心本尊抄』の文章は綴られているように思われる。

この意識と自覚が先に挙げた『法華取要抄』の「日蓮為正」に繋がっていったものと思われるのである。

『法華取要抄』では「日蓮捨<sub>レ</sub>広略<sub>一</sub>好<sub>二</sub>肝要<sub>一</sub>」。所謂上行菩薩所伝妙法蓮華經<sub>レ</sub>五字也<sup>(85)</sup>と、「上行菩薩所伝の妙法蓮華經の五字」は、日蓮が「広略を捨てて肝要を好む」教法であるとされている。すなわち、日蓮聖人が法華經に覚知した法門が「上行菩薩所伝の妙法蓮華經の五字」であることを意味している。また『法華取要抄』の文末には「如是乱<sub>二</sub>国土<sub>一</sub>後出<sub>二</sub>現上行等聖人<sub>一</sub>本門三法門建<sub>二</sub>立之<sub>一</sub>一四天四海一同妙法蓮華經<sub>レ</sub>広宣布無<sub>レ</sub>疑者歟<sup>(86)</sup>と、「上行等の聖人」が出現して「本門の三法門」を「建立」し、「妙法蓮華經」が「広宣布」するとされている。「本門の三法門」を覚知し「妙法蓮華經」を至心に弘めているのは自身であることから、日蓮聖人の上行菩薩としての自覚と認識を伺うことができる。

また、『法華取要抄』と同年の文永一一年（一二七四）一二月に凶顕された大曼荼羅には「後五百歳之時、上行菩薩出<sub>二</sub>現世<sub>一</sub>始弘<sub>二</sub>宣之<sub>一</sub>」<sup>(87)</sup>とある。

#### 4 国

国は法華經が弘まる国土のことで、場所を指す。法華經は有縁の国である日本国から一閻浮提に広宣布して一切衆生を利益する。

日蓮聖人は、法華經が一閻浮提に広宣布されるべき教えであることを薬王菩薩本事品の「我滅度後後五百歳中広宣布於閻浮提無<sub>レ</sub>令断絶<sup>(88)</sup>」、普賢菩薩勸発品の「於如来滅度後閻浮提内広宣布使<sub>レ</sub>不断絶<sup>(89)</sup>」等の文に、娑婆世界有縁の經であることを化城喻品の「第十六我釈迦牟尼仏於娑婆国土成阿耨多羅三藐三菩提<sup>(90)</sup>」等の文によられた。また法華經が閻浮提の娑婆世界のなかでも「東方の小国」に有縁であることを『普通広釈』の「東方有<sub>二</sub>小国<sub>一</sub>」。其中唯有<sub>二</sub>大乘種姓<sub>一</sub>」<sup>(91)</sup>、『法華翻經後記』の「大師須梨耶蘇摩左手持<sub>二</sub>法華經<sub>一</sub>右手摩<sub>二</sub>鳩摩羅什頂<sub>一</sub>授与云仏日西入遺耀將<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>東。此經典有<sub>レ</sub>縁<sub>二</sub>於東北<sub>一</sub>。汝慎伝弘<sup>(92)</sup>」、遵式の記（『天竺別集』）の



固之筆非<sub>レ</sub>指<sub>二</sub>我時<sub>一</sub>也。予倩案<sub>三</sub>事之情<sub>二</sub>大師於<sub>二</sub>葉王菩薩<sub>一</sub>侍<sub>二</sub>於靈山会上<sub>一</sub>・仏上行菩薩出現之時兼記<sub>レ</sub>之故粗噓<sub>レ</sub>之歟。而予非<sub>二</sub>地涌一分<sub>一</sub>兼知<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>。故前<sub>二</sub>立地涌之居士粗示<sub>二</sub>五字<sub>一</sub>。<sup>(96)</sup>

法華經・大集經などの経文、弥勒菩薩の瑜伽論（安然の『普通広釈』・肇公の翻経記（僧肇の『法華翻経後記』）・遵式の筆（遵式の文章を編集した『天竺別集』）・根本大師の記（伝教大師の『法華秀句』）などの論文<sup>ろんもん</sup>を挙げて、法華經が日本国に有縁であることを論証し、上行菩薩が出現して「五字を示す」ことの必然性を述べられている。日蓮聖人自身は「予は地涌の一分にあらざれども兼て此の事を知る故に地涌の居士に前立て粗五字を示す」とされている。末法の悪世に上行菩薩が出現し、結要の法である南無妙法蓮華經の五字を弘通することは法華經虚空会の経説に明らかである。

『撰時抄』には次のように述べられている。

鬪諍堅固の仏語地に墮ちず。あだかもこれ大海のしをの時をたがへざるがごとし。是をもつて案ずるに、大集經の白法隱没の時に次で、法華經の大白法の日本国並に一閻浮提に広宣流布せん事も疑うべからざるか。<sup>(97)</sup>

大集經所説の第五の五百歳に到来する鬪諍言訟白法隱没の時代には「法華經の大白法」が「日本国並に一閻浮提に広宣流布」とされている。その「広宣流布する大白法」が題目「南無妙法蓮華經」の三大秘法であることは『報恩抄』の次の文から明らかである。

一は日本乃至一閻浮提一同に本門の教主釈尊を本尊とすべし。所謂宝塔の内の釈迦多宝、外の諸仏、並に上行等の四菩薩脇士となるべし。二には本門の戒壇。三には日本乃至漢土月氏一閻浮提に人ごとに有智無智をきはらず、一同に他事をすてて南無妙法蓮華經と唱べし。<sup>(98)</sup>

「末法の正法」である三大秘法は「日本乃至一閻浮提」「日本乃至漢土月氏一閻浮提」に弘まるべきであるとされている。

日蓮聖人は諸経論の予記に立脚して、「法華經は有縁の日本国から一閻浮提に広宣流布する」と認識されていた。しかしながら、日本国は邪智謗法者充満のゆえに、大集經所説のごとく鬪諍言訟白法隱没の状態である。白法が隱没することによって諸天

善神が捨国し転変地妖が興起している。この現状を克服し人々の救いと安穩な社会を実現するためには正法の建立が必要となる。日蓮聖人の『立正安国論』の撰述と前執権最明寺入道（北条時頼）への上呈、及び生涯にわたる立正安国の運動はこのためのものであった。日蓮聖人の宗教においては、立正安国は、法門では一念三千、観心としては題目「南無妙法蓮華經」の一大秘法・三大秘法、宗教的救済の境界としては本時娑婆世界、法華經世界の感応としては大曼荼羅と相通じている。

## 5 序

序は教えを弘めるうえでの客観的状況判断である。『教機時国鈔』には「教法流布の先後」として次のように叙述されている。

未<sub>レ</sub>渡<sub>二</sub>仏法<sub>一</sub>国未<sub>レ</sub>聴<sub>二</sub>仏法<sub>一</sub>者。既渡<sub>二</sub>仏法<sub>一</sub>国信<sub>二</sub>仏法<sub>一</sub>者。必知<sub>二</sub>先弘法<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>弘<sub>二</sub>後法<sub>一</sub>。先弘<sub>二</sub>小乗權大乘<sub>一</sub>後必可<sub>レ</sub>弘<sub>二</sub>実大乘<sub>一</sub>。

先弘<sub>二</sub>実大乘<sub>一</sub>後不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>弘<sub>二</sub>小乗<sub>一</sub>權大乘<sub>一</sub>。捨<sub>二</sub>瓦礫<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>取<sub>二</sub>金珠<sub>一</sub>。捨<sub>二</sub>金珠<sub>一</sub>勿<sub>レ</sub>取<sub>二</sub>瓦礫<sub>一</sub>已上。<sup>(99)</sup>

教法には小乗・權大乘・実大乘があることから、所対の国の状況に応じて弘通することの必要性を説かれている。すなわち小乗から權大乘へ、權大乘から実大乘へという前權後実の次第を踏むことの重要性の指摘である。

## 6 序から師へ

教えは人師によって弘通される。釈尊の本意を覚知し、教の指し示す機時国序の意味を踏まえた人師の自覚と使命において、教は具現されるのである。日蓮聖人は、法華經弘通における数々の値難体験によって、法華經に「説き入れられた行者」としての自覚を深めていかれた。それは法華經において、法華經所説の人（法華經の行者）としての証を得たことを意味する。

その自覚を決定づけたのは文永八年の法難であった。龍口法難において自らの死を認識された日蓮聖人は、法華經に身命を捧げることによって法華經に蘇生されたのである。その折の心境を『開目抄』には次のように吐露されている。

日蓮といひし者は去年九月十二日子丑の時に頸はねられぬ。此は魂魄佐土の国にいたりて、返年の二月雪中にしるして、有

縁の弟子へをくれば、をそろしくてをそろしからず。みんないかにをぢずらむ。此は釈迦・多宝・十方の諸仏の未来日本国当世をうつし給明鏡なり。かたみともみるべし。<sup>(四)</sup>

龍口の処刑場における断頭の瞬時である「九月十二日子丑の時」に、日蓮聖人は「頸はねられぬ」と認識されたのである。龍口に死した日蓮聖人は「魂魄日蓮」として蘇り佐渡の地に渡られた。それが佐渡期以降の日蓮聖人である。

「法華経に説き入れられた行者」の証は法華経勸持品の「数数見擯出」の经文を色読したことにある。『開目抄』には次のように叙述されている。

- ①今の世を見るに、日蓮より外の諸僧、たれの人か法華経につけて諸人に悪口罵詈せられ、刀杖等を加<sup>ラ</sup>る者ある。日蓮なくば此一偈の未来記妄語となりぬ。悪世中比丘邪智心詔曲。又云与白衣説法為世所恭敬如六通羅漢、此等经文は今の世の念仏者・禅宗・律宗等の法師なくば世尊又大妄語の人、常在大衆中乃至向国王大臣婆羅門居士等、今の世の僧等日蓮を譏奏して流罪せずば此经文むなし。又云数々見擯出等云云、日蓮法華経のゆへに度々ながされずば数々の二字いかんがせん。此の二字は天台伝教いまだよみ給はず。況余人をや。末法の始のしるし、恐怖悪世中の金言のあふゆへに、但日蓮一人これをよめり。<sup>(四)</sup>
- ②抑たれやの人か衆俗に悪口罵詈せらるゝ。誰僧か刀杖を加へらるゝ。誰の僧をか法華経のゆへに公家武家に奏する。誰の僧か数数見擯出と度々ながさるゝ。日蓮より外に日本国に取出んとするに人なし。日蓮は法華経の行者にあらず、天これをすて給ゆへに。誰をか当世の法華経の行者として仏語を実語とせん。<sup>(四)</sup>

法華経や涅槃経に説かれる行者値難の証文、なかでも法華経勸持品の「数数見擯出」の经文は日蓮聖人に決定的な示唆を与えるものであった。

すでに弘長年間の伊豆配流を体験した日蓮聖人にとって、さらなる佐渡への配流は明らかに「数数の二字」を「読んだ」ことを意味していた。さらに『開目抄』には次のように述べられている。

日本国に此をしれる者、但日蓮一人なり。これを一言も申出すならば父母・兄弟・師匠<sup>(五)</sup>国主王難必来べし。いわずば慈悲な

きにたりと思惟するに、法華經・涅槃經等に此二辺を合見るに、いわずわ今生は事なくとも、後生は必無間地獄に墮べし。いうならば三障四魔必競起るべしとし(知)ぬ。二辺の中にはいうべし。王難等出来の時は退転すべくは一度に思止べし、と且やすらい(休)し程に、宝塔品の六難九易これなり。我等程の小力の者須弥山はなぐとも、我等程の無通の者乾草を負て劫火にはやけずとも、我等程の無智の者恒沙の経々をばよみをぼうとも、法華經は一句一偈末代に持がたと、とかる、はこれなるべし。今度強盛の菩提心ををこして退転せじと願しぬ。既に二十余年が間此法門を申に、日々月々年々に難かさなる。少々の難はかずしらず。大事の難四度なり。二度はしばらくをく、王難すでに二度にをよぶ。今度はすでに我身命に及。其上弟子といひ、檀那といひ、わづかの聴聞の俗人など来て重科に行る。謀反などの者のごとし。<sup>(四)</sup>

立教開宗以来「二十余年が間」の法華經弘通は値難の連続であり、それは法華經・涅槃經や『摩訶止観』等に説かれる「三障四魔」「六難九易」の色読の日々であった。とくに伊豆と佐渡への配流は「王難すでに二度にをよぶ」ものであり、これが日蓮聖人にとつての「数数見擯出」の実体験であったのである。

このような日蓮聖人の宗教体験を背景に「教法流布の先後」の序は師に転換されていた。

佐渡において著された『観心本尊抄』の流通段はその内容から「師判に基づいた五義」に立脚して論述されているが、明確に師と示されるのは文永二二年(一二七五)三月一〇日に系年される『曾谷入道殿許御書』である。同書には次のように述べられている。

夫以療<sub>レ</sub>治重病<sub>レ</sub>構<sub>レ</sub>素良藥<sub>レ</sub>救<sub>レ</sub>助逆謗<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>要法<sub>レ</sub>。所謂論<sub>レ</sub>時正像末。論<sub>レ</sub>教小大・偏円・権実・顕密。論<sub>レ</sub>国中辺両国。論<sub>レ</sub>機已逆与<sub>レ</sub>未逆<sub>レ</sub>已謗与<sub>レ</sub>未謗<sub>レ</sub>。論<sub>レ</sub>師凡師与<sub>レ</sub>聖師<sub>レ</sub>二乘与<sub>レ</sub>菩薩<sub>レ</sub>他方与<sub>レ</sub>此土<sub>レ</sub>迹化与<sub>レ</sub>本化<sub>レ</sub>。故四依菩薩等出<sub>レ</sub>現於滅後<sub>レ</sub>仏隨<sub>レ</sub>於付属<sub>レ</sub>妄不<sub>レ</sub>演<sub>レ</sub>説於経法<sub>レ</sub>。<sup>(四)</sup>

師には凡師と聖師、二乗と菩薩、他方と此土、迹化と本化の相違があることを示し、「故に四依菩薩等が滅後に出現し、仏の付属に随つて、妄には経法を演説しない」とされている。

經説によれば、仏の教法を担うのは仏子・仏使・法師・持經者・如説修行者と称せられる人々である。なかでも滅後の師を具體的に教示するのは見宝塔品から如来神力品にかけて説かれる法華經虚空会の付嘱の儀相である。すなわち見宝塔品の三箇の勅宣(10)とそれを受けての如来神力品の別付嘱によつて、滅後弘教の師が決せられたのである。日蓮聖人はこれを起顕竟の法門として教示されている。(10)

このように、日蓮聖人教学においては、仏法弘通の師は、値難と法華經の行者の証、法華經虚空会の付嘱の儀を中心に、内外相承、三徳具足、弘教の誓願(三大誓願)、師自覚(上行自覚)などの諸問題と密接に関連しながら展開されている。

### 三 四依の菩薩

弘通すべき法、所対の機、弘通すべき時、所弘の国、弘通の任を蒙つた師などの、仏法弘通の必然性を体系的に示したものの一に「四依の菩薩」がある。

四依とは「四つの依りどころ」の意である。「依りどころ」とは「頼りとする」「頼みとする」ということで、一般的には「依止」と表現される。絶対的に信賴を寄せることである。

涅槃經の如来性品には「法の四依」と「人の四依」について説かれている。

「法の四依」は教法信受における四つの指針で、依法不依人・依義不依語・依智不依識・依了義經不依不了義經を言う。(10)

「人の四依」は仏滅後において衆生の依りどころとなる四種類の人である。涅槃經の如来性品には次のように説かれている。

大涅槃微妙經の中に四種の人あり。よく正法を護り、正法を建立し、正法を憶念し、よく多く利益し、世間を憐愍し、世間の依となりて、人天を安樂にす。(10)

正法を護持弘通して衆生を利益憐愍し、世間の人々の依りどころとなる四種類の人である。(10)

#### 四 日蓮聖人における人四依

日蓮聖人は早い時期から人四依に着目されている。正元元年（一二五九）の『守護国家論』には次のように叙述されている。

①於<sub>レ</sub>仏法邪正・師善悪<sub>二</sub>者証果聖人尚不<sub>レ</sub>知之。況於<sub>レ</sub>末代凡夫<sub>二</sub>乎。加之仏日隱<sub>三</sub>西山<sub>一</sub>余光照<sub>三</sub>東域<sub>二</sub>已来四依慧燈日滅<sub>三</sub>藏法流月濁<sub>一</sub>。<sup>(10)</sup>

②此等諸宗高祖多分四依菩薩歟。<sup>(11)</sup>

③文殊・迦葉・阿難結<sub>二</sub>集經<sub>一</sub>已後四依菩薩重出<sub>レ</sub>世造<sub>レ</sub>論申<sub>二</sub>經意<sub>一</sub>。<sup>(12)</sup>

④然至<sub>三</sub>涅槃經<sub>一</sub>我滅度必出<sub>三</sub>四依<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>弘<sub>二</sub>通權実<sub>二</sub>教<sub>一</sub>約束了。<sup>(13)</sup>

⑤随四依大士龍樹菩薩……。<sup>(14)</sup>

①は仏法の混乱により「四依の慧燈」「三蔵の法流」も衰退する、として憂慮する文章中に、「仏法を受持弘通する者」として記載されている。②では「諸宗の高祖は四依の菩薩であろうか」とされている。③は仏弟子以後の論師が四依の菩薩として出現し、論書を撰述して仏法を論じるとされている。④は四依の典拠である涅槃経を挙げて、仏滅後に出現して権実二教を弘通することを約束したとされている。⑤は「四依の大士」として具体的に龍樹菩薩の名が挙げられている。

翌正元二年（一二六〇）二月述作の『災難対治鈔』では、仏法の衰微を述べる文脈中に次のようにある。

無<sub>レ</sub>護惜建立心<sub>二</sub>故亦読誦供養音絶守護善神不<sub>レ</sub>嘗<sub>二</sub>法味<sub>一</sub>。故捨<sub>レ</sub>国去四依聖人不<sub>レ</sub>来也。<sup>(15)</sup>

正法が滅尽すると法味を食することができないために「守護の善神」が捨国するとともに「四依の聖人」も来たらず、とされている。

また、文応元年（一二六〇）に系年される図録九『一代五時図』には涅槃経の説示として「法四依」と共に「人四依」について

ての記述が見える。<sup>(116)</sup>

このように、日蓮聖人は弘法活動の早い時期から人四依に着目し、その典拠である涅槃經の經説を踏まえ、「仏滅後における佛法の受持弘通者」と受け止めておられたことが分かる。その表現は「四依」「四依の菩薩」「四依の大士」「四依の聖人」など多様である。

## 五 むすび

能弘の師である「四依の菩薩」を中心として「日蓮聖人教学における佛法の弘通」について検討するにあたり、従来、先師によつて考察されてきた五義について確認した。五義は、いつ（時）、だれが（師）、どこで（国）、誰に（機）、なにを（教法）、なぜ（教法流布の先後）、どうするか（弘法）、という佛法流布の關係性を、仏の意思として表明されたものである。仏の意思であるからこそ、五義は法門の眞実性と実現の必然性を有している。仏の教えに生きる者にはそれが「諫勅」として身に迫り「使命」として魂を揺り動かす。日蓮聖人が値難色読体験の中で、序（教法流布の先後の検討）という客観的情況分析に止まることなく、師の問題へと転化していかれたのも当然の推移であつた。日蓮聖人は、天台大師が過去世に靈鷲山で釈尊の法華經説法を目の当りに聴聞されたように、自身も法華經虚空会において釈尊の三箇の勅宣を拝し別付嘱を蒙つた弟子として、釈尊の未來記を五義として受け止められたのである。邪智謗法者充滿の末法今時に、本弟子の最上首たる上行菩薩が世に出現して、重病者の大良薬である題目「南無妙法蓮華經の五字七字」を弘宣することは、すでに「末法の法華經」に予記されている。題目の広布は三大秘法の建立を意味し、それは立正安國の実現でもある。

日蓮聖人は、涅槃經所説の「人四依」を仏滅後の弘通者として位置づけ、その出現を、付法藏經（『付法藏因縁伝』）などの諸經論と、迦葉・阿難等の仏弟子や龍樹・天親・天台・伝教等の仏教史上の諸先師に見い出していかれた。その帰結するところが、

末法時における本化上行菩薩の出現と題目広布であったのである。

註

- (1) 『昭定』二四一～二四五頁。真蹟は現存しないが日祐の『本尊聖教録』に収録されている。本抄は、近年、真撰とすることについて疑義が提示されている(山上弘道著『日蓮の諸宗批判』二五五～二五七頁)。今後さらなる検討が必要である。
- (2) 『昭定』二六三～二七三頁・曾。系年については文永九年(一二七二)頃とする説もある(山上弘道著『日蓮の諸宗批判』二三一～二三三頁)。
- (3) 『昭定』三二九～三三五頁・断。
- (4) 『昭定』七一八～七二〇頁・真。五義の語句は用いられていないが、仏法流布の必然性が五義に立脚して論述されている。
- (5) 『昭定』八九五頁・真。
- (6) 『昭定』一六七八頁・真。
- (7) 涅槃經の如来性品の文。『正藏』第二卷三九六頁c。『報恩抄』には次のように述べられている。「天台大師の専ら經文を師として一代の勝劣をかかんがへしがごとく、一切經を開きみるに、涅槃經と申經に云、依<sub>レ</sub>法不<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>人等云云。依法と申は一切經、不<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>人と申は仏を除き奉て外の普賢菩薩・文殊師利菩薩乃至上にあぐるところの諸人師なり。此經に又云、依<sub>レ</sub>了義經不<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>不了義經等云云。此經に指ところ了義經と申は法華經、不了義經と申は華嚴經・大日經・涅槃經等の已今当の一切經なり。されば仏の遺言を信するならば、専ら法華經を明鏡として一切經の心をばしるべきか」『昭定』一一九四頁・断。その他『守護国家論』『昭定』九〇・一三〇頁・曾、『開目抄』『昭定』五八四～五八五頁・曾等参照。
- (8) 主なものを挙げる次のとおりである。茂田井教亨稿「五義の体系的考察」『観心本尊抄研究序説』所収、浅井圓道稿「五義判形成過程の考察」『大崎学報』第一一八号、上田本昌稿「日蓮聖人における五義判の成立と展開」『印度学仏教学研究』第三三卷第一号、深谷恵子稿「日蓮聖人教学における五義の一考察」『日蓮教学とその展開』所収等。
- (9) 『法華女義』所説の三種教相・五時八教など。
- (10) 『開目抄』所説の五重相對、『観心本尊抄』所説の四種三段(五重三段)など。
- (11) 『報恩抄』『昭定』一二四一・一二四二頁・曾・断。
- (12) 『法華題目鈔』『昭定』三九二頁・断。『高橋入道御返事』『昭定』一〇八四頁・断。
- (13) 『報恩抄』『昭定』一二四二頁・曾・断。
- (14) 『報恩抄』『昭定』一二四一頁・曾・断。

- (15) 『法華題目鈔』『昭定』三九二頁・断。『種種御振舞御書』『昭定』九六二頁・曾。
- (16) 『立正安国論』『昭定』二二六頁・真。一四七八頁・真。
- (17) 三二〇『富木入道殿御返事』『昭定』一五八九頁・真。
- (18) 『法門可被申様之事』『昭定』四五〇頁・真。『高橋入道御返事』『昭定』一〇八四・一〇八五・一〇八六頁・断。
- (19) 『高橋入道御返事』『昭定』一〇八四頁・断。
- (20) 『曾谷入道殿許御書』『昭定』九〇五頁・真。『種種御振舞御書』『昭定』九六一・九六二頁・曾。『撰時抄』『昭定』一〇〇七頁・真。二八九『上野殿御返事』『昭定』一四九二頁・写。『諫暁八幡抄』『昭定』一八四〇頁・曾・断。
- (21) 『瑞相御書』『昭定』八七四頁・曾・断。
- (22) 『開目抄』『昭定』五五二頁・曾。二九四『富木入道殿御返事』『昭定』一五一九頁・真。
- (23) 『観心本尊抄』『昭定』七一四頁・真。『法華取要抄』『昭定』八一四頁・真。
- (24) 『法華取要抄』『昭定』八一四頁・真。
- (25) 『観心本尊抄』『昭定』七二三頁・真。
- (26) 『断簡二三一』『昭定』二九三八頁・断簡。
- (27) 『断簡二三二』『昭定』二九三八頁・断簡。
- (28) 『観心本尊抄』『昭定』七一二頁・真。『新尼御前御返事』『昭定』八六七頁・曾・断。
- (29) 『観心本尊抄』『昭定』七一六頁・真。
- (30) 『観心本尊抄』『昭定』七一七頁・真。『下山御消息』『昭定』一三三七頁・断・写。
- (31) 『下山御消息』『昭定』一三一六頁・断・写。
- (32) 『観心本尊抄』『昭定』七一四頁・真。
- (33) 『観心本尊抄』『昭定』七一五頁・真。
- (34) 『開目抄』『昭定』五三九頁・曾。
- (35) 『開目抄』『昭定』五五二頁・曾。
- (36) 『開目抄』『昭定』五五二頁・曾。
- (37) 『観心本尊抄』『昭定』七一一頁・真。
- (38) 二九四『富木入道殿御返事』『昭定』一五二二頁・真。
- (39) 『開目抄』『昭定』五三九頁・曾。

- (40) 『開目抄』『昭定』六〇四頁・會。  
(41) 『四信五品鈔』『昭定』一二九五頁・真。  
(42) 『觀心本尊抄』『昭定』七一頁・真。  
(43) 『撰時抄』『昭定』一〇〇三頁・真。  
(44) 『法華題目鈔』『昭定』三九一・三九五頁・斷。『報恩抄』『昭定』一二四一頁・會・斷。『四信五品鈔』『昭定』一二九八頁・真。『諫曉八幡抄』『昭定』一八四〇頁・會・斷。『斷簡一六五』『昭定』二五二九頁・斷簡。  
(45) 『撰時抄』『昭定』一〇四八頁・真。  
(46) 『觀心本尊抄』『昭定』七二〇頁・真。『顯仏未來記』『昭定』七四〇頁・真。『法華取要抄』『昭定』八一八頁・真。『曾谷入道殿許御書』『昭定』九一〇頁・真。『妙心尼御前御返事』『昭定』一一〇二頁・會・写。  
(47) 『波木井三郎殿御返事』『昭定』七四八頁・写。  
(48) 『觀心本尊抄』『昭定』七一五頁・真。『法華取要抄』『昭定』八一五頁・真。『曾谷入道殿許御書』『昭定』八九七頁・真。『種種御振舞御書』『昭定』九六一頁・會。  
(49) 『法華取要抄』『昭定』八一八頁・真。  
(50) 『法華題目鈔』『昭定』三九五頁・斷。『日妙聖人御書』『昭定』六四四頁・斷。『觀心本尊抄』『昭定』七一・七一六・七一八・七一九頁・真。『顯仏未來記』『昭定』七四〇頁・真。一二六『富木殿御返事』『昭定』七四三頁・真。『波木井三郎殿御返事』『昭定』七四八頁・写。『法華取要抄』『昭定』八一六頁・真。『新尼御前御返事』『昭定』八六七頁・會・斷。『曾谷入道殿許御書』『昭定』九〇二頁・真。『兄弟鈔』『昭定』九三一頁・真。『種種御振舞御書』『昭定』九六二頁・會。『撰時抄』『昭定』一〇一七頁・真。『高橋入道御返事』『昭定』一〇八四・一〇八五頁・斷。『妙心尼御前御返事』『昭定』一一〇二頁・會・写。『報恩抄』『昭定』一二四一・一二四二頁・會・斷。『四信五品鈔』『昭定』一二九八頁・真。『大田殿女房御返事』『昭定』一七五五頁・真。  
(51) 『諫曉八幡抄』『昭定』一八四四頁・會・斷。  
(52) 『中務左衛門尉殿御返事』『昭定』一五二四頁・真。  
(53) 『法華題目鈔』『昭定』三九一頁・斷。『法門可被申様之事』『昭定』四五〇頁・真。『十章鈔』『昭定』四九〇・四九一頁・真。『開目抄』『昭定』五七〇頁・會。『觀心本尊抄』『昭定』七二二・七二七頁・真。『法華取要抄』『昭定』八一五頁・真。『種種御振舞御書』『昭定』九七三頁・會。『撰時抄』『昭定』一〇〇七・一〇〇八・一〇一七・一〇二〇・一〇四八頁・真。『報恩抄』『昭定』一二四一・一二四二・一二四四・一二四八頁・會・斷。『四信五品鈔』『昭定』一二九八頁・真。二八九『上野殿御返事』『昭定』一四九二頁・写。『諫曉八幡抄』『昭定』一八四〇・一八四六頁・會・斷。

- (54) 『観心本尊抄』〔昭定〕七二・七一九頁・真。『法華行者値難事』〔昭定〕七九八頁・真。『高橋入道御返事』〔昭定〕一〇八五頁・断。『下山御消息』〔昭定〕一三二六・一三三七頁・断・写。
- (55) 『别当御房御返事』〔昭定〕八二七頁・真。『兄弟鈔』〔昭定〕九三二頁・真。『九郎太郎殿御返事』〔昭定〕一六〇三頁・断。
- (56) 『法華題目鈔』〔昭定〕三九一頁・断。
- (57) 『法華取要抄』〔昭定〕八一六頁・真。
- (58) 『撰時抄』〔昭定〕一〇〇七頁・真。
- (59) 『法華取要抄』〔昭定〕八一五頁・真。『曾谷入道殿許御書』〔昭定〕九〇八頁・真。『撰時抄』〔昭定〕一〇二九頁・真。
- (60) 『曾谷入道殿許御書』〔昭定〕九〇八頁・真。
- (61) 『曾谷入道殿許御書』〔昭定〕九〇〇・九〇二頁・真。
- (62) 『法華取要抄』〔昭定〕八一五頁・真。
- (63) 『波木井三郎殿御返事』〔昭定〕七四五頁・写。『曾谷入道殿許御書』〔昭定〕九一〇頁・真。『三澤鈔』〔昭定〕一四四六頁・写。『孝子御書』〔昭定〕一六二六頁・断。『断簡二三二』〔昭定〕二九三八頁・断簡。
- (64) 『撰時抄』〔昭定〕一〇〇七頁・真。
- (65) 『撰時抄』〔昭定〕一〇二九頁・真。『報恩抄』〔昭定〕一二四一・一二四八頁・曾・断。
- (66) 『撰時抄』〔昭定〕一〇二九頁・真。
- (67) 『報恩抄』〔昭定〕一二四八頁・曾・断。
- (68) 『下方他方旧住菩薩事』〔昭定〕二二二四頁・真。
- (69) 『法華取要抄』〔昭定〕八一八頁・真。
- (70) 『繫珠』は五百弟子受記品、「良薬」は如来寿命品・薬王菩薩本事品の経説による。『観心本尊抄』には「是好良薬寿命品肝要名体宗用教南無妙法蓮華経是也」〔昭定〕七二七頁・真とある。無量義経と普賢経の当該文は『観心本尊抄』〔昭定〕七一〇頁・真の「一念三千の仏種」を論じる段において引用されている。
- (71) 「父母非平等然於病者心即偏重」と、「偏重の慈悲」を説く涅槃経の文は『観心本尊抄』〔昭定〕七一九頁・真、『法華取要抄』〔昭定〕八一五頁・真。『曾谷入道殿許御書』〔昭定〕九〇三頁・真等に引用されている。
- (72) 「王及夫人愛心偏重」と「偏重の慈悲」を説く無量義経の「王子不思議力」の文は『観心本尊抄』〔昭定〕七一〇頁・真に引用されている。
- (73) 『昭定〕七二七頁・真。
- (74) 『昭定〕七一九頁・真。

- (75) 『昭定』 七二〇頁・真。  
 (76) 『昭定』 八一五頁・真。  
 (77) 『昭定』 一〇〇三頁・真。  
 (78) 『昭定』 一〇〇七頁・真。  
 (79) 『昭定』 七二五頁・真。  
 (80) 『昭定』 八二三頁・真。  
 (81) 滅後末法の衆生救済に心をかけられる釈尊の偏重の慈悲。『四信五品鈔』には「序正二段且置之。流通一段末法明鏡。尤可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>依用<sub>二</sub>」(『昭定』 一一九四〜一二九五頁・真)とある。  
 (82) 『昭定』 八二三頁・真。  
 (83) 『昭定』 八一四頁・真。  
 (84) 『昭定』 七一九頁・真。  
 (85) 『昭定』 八一六頁・真。  
 (86) 『昭定』 八一八頁・真。  
 (87) 千葉貞妙本寺蔵。『御本尊集』第一六番。  
 (88) 『正蔵』 第九卷五四頁c。  
 (89) 『正蔵』 第九卷六一頁c。  
 (90) 『正蔵』 第九卷二五頁c。  
 (91) 日蓮聖人遺文には「弥勒菩薩瑜伽論云」とあるが、正しくは安然の『普通広釈』(『正蔵』第七四卷七五七頁a)の文である。  
 (92) 『正蔵』 第五一卷五四頁b。  
 (93) 『天竺別集』 上巻五丁。『天竺別集』は天竺寺の遵式(九六三〜一〇三二)の文章を後世に慧観が編集したものである。  
 (94) 『伝教大師全集』 第三卷二五一頁。  
 (95) 『恵心僧都全集』 第二卷一一〇頁。  
 (96) 『昭定』 九〇八〜九一〇頁・真。  
 (97) 『昭定』 一〇一七頁・真。  
 (98) 『昭定』 一二四八頁・曾・断。  
 (99) 『昭定』 二四三頁。

- (100) 『昭定』 五九〇頁・會。
- (101) 『昭定』 五五九〜五六〇頁・會。
- (102) 『昭定』 五九八頁・會。
- (103) 『昭定』 五五六〜五五七頁・會。
- (104) 『昭定』 八九五頁・真。
- (105) 付囑有在・令法久住・六難九易。『寺泊御書』『昭定』 五一五頁・真。『開目抄』『昭定』 五八二〜五八三頁・會。
- (106) 『新尼御前御返事』『昭定』 八六六〜八六七頁・會・断。
- (107) 依法不依人は「法に依りて人に依らざれ」と読み、仏の教えを依りどころとし、仏と異なったことを説く人には依ってはならないという意味。依義不依語は「義に依りて語に依らざれ」と読み、仏の教えの義理を依りどころとし、言葉のうわべにとらわれてはならないという意味。依智不依識は「智に依りて識に依らざれ」と読み、仏の智慧を依りどころとし、誤りをおかしやすい人の見識に依ってはならないという意味。依了義経不依不了義経は「了義経に依りて不了義経に依らざれ」と読み、正しい教えを依りどころとし、機根が未熟な者を導くための方便権経を真実と見誤ってはならないという意味。日蓮聖人は、この基準に立脚して仏の教えを受けとめられた。その結果、法華経こそが仏の実智が説かれた了義経であると確信された。すなわち、日蓮聖人は、仏の法に依って仏の法を信受し、釈尊のご本意を法華経に見い出されたのである。
- (108) 『正蔵』 第二卷三九六頁c。原漢文。
- (109) 涅槃経では「人の四依」について①三賢・四善根②須陀洹・斯陀含③阿那含④阿羅漢の四種をあげている。これは小乗の声聞の修行の位をい、三賢・四善根は見惑思惑を伏し、須陀洹は三界の見惑を断じ、斯陀含は欲界の前六品の思惑を断じ、阿那含は欲界の後三品の思惑を断じ、阿羅漢は見惑思惑を断じ尽くす位である。見惑は知的・論理的な迷い（迷理の惑）、思惑は習慣的・情意的な迷い（迷事の惑）である。見惑思惑は人が本来具有する分別における迷いと感情における迷いのことである。三賢・四善根は凡位、須陀洹・斯陀含・阿那含・阿羅漢は聖位である。このような経説を受けて、天台大師は『法華玄義』（『正蔵』第三三卷七三六頁c）、章安大師は『涅槃経疏』（『正蔵』第三八卷九四頁b）にそれぞれ「別教の四依」「円教の四依」について論じている。
- (110) 『昭定』 八九頁・會。『守護国家論』の系年については、災害についての記述内容から正嘉三年（一二五九）の一〜二月頃との説もある（山上弘道著『日蓮の諸宗批判』二一九頁）。
- (111) 『昭定』 九七頁・會。
- (112) 『昭定』 九九頁・會。
- (113) 『昭定』 一〇三頁・會。
- (114) 『昭定』 一〇八頁・會。

(115) 『昭定』一六八頁・真。

(116) 『昭定』二二八三頁・真。図録九『二代五時図』は記述内容と筆跡から文永八年(一二七一)とする説もある(山上弘道著『日蓮の諸宗批判』二二九～二三二頁)。なお、建治元年(一二七五)に系年される図録二〇『二代五時鶏図』(『昭定』二二三三頁・真)、翌建治二年(一二七六)に系年される図録二二『一代五時鶏図』(『昭定』一三三八頁・真)にも人四依についての記述が見える。日蓮聖人は門下に対し繰り返し教示されていたものと考えられる。なお、図録二〇『二代五時鶏図』は記述内容から文永九年(一二七二)、図録二二『一代五時鶏図』も記述内容から、文永九年(一二七二)～一〇年(一二七三)、あるいは建治三年(一二七七)頃とする説もある(山上弘道著『日蓮の諸宗批判』二三四～二三五頁。二四九～二五二頁)。

一 日蓮聖人遺文は立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』(身延山久遠寺発行)による。

二 日蓮聖人遺文の真蹟・写本等については次のとおり表記した。

真 真蹟現存遺文

曾 真蹟曾存遺文

断 真蹟断片現存遺文

断簡 真蹟断簡現存遺文

写 直弟写本現存遺文

三 引用書名の略称は次のとおり表記した。

『昭定』 『昭和定本日蓮聖人遺文』

『正蔵』 『大正新脩大蔵経』

(キーワード) 日蓮聖人教学 天台教学 四依の菩薩 五義 本門 仏法 南無妙法蓮華経 一大秘法 三大秘法 末法為正

本稿は、能弘の師である「四依の菩薩」を中心として「日蓮聖人教学における仏法の弘通」について考察するものである。全体を三回に分けており、ここでは「日蓮聖人教学における仏法の弘通(一)」として、主に「五義の概要」「四依の菩薩」について述べた。今後、「日蓮聖人教学における仏法の弘通(二)」(『身延山大学仏教学部紀要』第二十一号)として、付法蔵と付嘱を視点として「仏法とその弘通者」、付嘱についての「天台大師の解釈」について検討し、さらに「日蓮聖人教学における仏法の弘通(三)」(『身延論叢』第二十六号)として、「日蓮聖人教学における仏法弘通の次第」について考察したい。